

答申第290号
令和2年8月21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年8月13日付け岐阜市民国第440号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）第39条の規定により、市町村は年金生活者支援給付金に関する処分に関して厚生労働大臣から求めがあったときは、その処分に必要な範囲内において、当該年金生活者支援給付金受給資格者等（以下「対象者」という。）又は対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関する必要な情報の提供（以下「情報提供」という。）を行うものとされている。

情報提供については、国民年金担当部署が国民健康保険団体連合会を通じて行うこととされており、岐阜市では市民生活部国保・年金課（以下「国保・年金課」という。）が行うこととなる。国保・年金課は、法第39条の規定に基づき、財政部市民税課が保有する収入の状況等必要な情報を厚生労働大臣に提供する。しかし、情報提供をするための対象者の特定には、市民生活部市民課（以下「市民課」という。）が保有する住民基本台帳の情報及び福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）が保有する介護保険システム被保険者台帳の情報が必要である。

については、国保・年金課が窓口となって厚生労働大臣の求めに応じ情報提供を行うため、条例第10条第2項第5号の規定により、市民課が保有する住民基本台帳の情報及び介護保険課が保有する介護保険システム被保険者台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

- ア 市民課が保有する住民基本台帳の情報のうち、対象者の氏名、生年月日、性別、住所及び宛名番号
- イ 介護保険課が保有する介護保険システム被保険者台帳の情報のうち、対

象者の基礎年金番号及び宛名番号

3 意見

適當なものと認める。